

【 主な相談対応事例 】

種別 (相談者)	事業種別	相談内容	対 応
身体障がい (障がい当事者)	イベント	- あるイベントに参加したいと思い、多くの人出が予想され会場もあまり広くないため、主催者に対し、自分は車イス使用の障がい者であるため、車椅子を押す等の配慮をしてほしいと依頼した。 - しかし、人手の関係等で手伝いは難しい、エレベーター等を自身で利用してほしいとメールがあった。 - R6. 4. 1以後は国の法律の施行に伴い合理的配慮が義務化されたと聞いたが、貴窓口から助言できないか。	- 相談者に、法改正により民間事業者の合理的配慮が義務化されたことを説明。 - 相談者に以下のとおり助言をし、双方の対話を促した。 (助言内容) 法律では、共に対応案を検討することが重要とされているため、可能な配慮がないか、事業者と再度話し合ってみてはどうか。 - その後、双方で協議され、どうしても必要な場合は申し出を受け、対応されることとなった。
発達障がい (家族)	教育機関	- 高校生の子どもは、高機能自閉症（知的障がいを伴わない）で、長文を手書きすることが難しい。 - 大学進学を希望しており、希望する大学の出願では、600 字程度の自筆で書いた入学理由書を提出する必要がある。 - 自筆が難しいため、ワープロでの提出を大学側に求めたが、ワープロの提出では、受付できないと言われた。	- 大学に確認したところ、以前、大学の体験プログラムを受講した際に、自筆での提出ができていたことから、自筆での提出を求めたものであった。 - 長文を自筆することができない場合、氏名などの書けるところまでは自筆で記入し、残りはワープロで作成したものを添付し提出する方法で対応することが可能であることを大学に確認。 - その後、相談者へ上記方法による提出が可能であることを説明し、了解が得られた。
知的障がい (家族)	商品・サービス提供	- 知的障がいのある子どもがお店を利用した際、レジ精算の時に、店員より支払方法を早口で説明されたため、戸惑っていたところ、早くするように言われた。 - 障がい者への理解が十分でない。社内で進むよう促してほしい。	- 相談員から事業者に対して事実確認したところ、店員は差別の意図はなく、後ろに多くの人々が並んでいたため発言したものであるが、お話を聞いて、伝え方の配慮が十分でなかったと感じている。 - 事業者は社内研修を実施し、障がいへの理解促進を図るとともに、丁寧な説明を行うよう対応を徹底した。